

## 北海道ギャンブル等依存症対策推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）に基づき、本道における総合的なギャンブル等依存症対策の推進を図るため、北海道ギャンブル等依存症対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ギャンブル等依存症対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 北海道ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）に関すること。
- (3) その他前2号に掲げる事項に関し、必要なこと。

## (構成機関)

第3条 推進会議の構成は、次に掲げる機関・団体の中から保健福祉部長が決定する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 大学・研究機関
- (3) 警察機関
- (4) 教育機関
- (5) 当事者団体・回復施設
- (6) 関係事業者
- (7) 相談支援機関
- (8) その他保健福祉部長が適当と認める機関・団体

## (会議の開催)

第4条 推進会議の開催は、保健福祉部長が決定する。

2 保健福祉部長は、推進会議を開催しようとするときは、次に掲げる事項を構成機関にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 推進会議の日時及び場所
- (2) 議事
- (3) その他事前に通知する必要がある事項

## (議事進行)

第5条 推進会議の議事進行は、保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長（以下「局長」という。）が行う。

2 前項の規定にかかわらず、局長は、推進会議の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。

## (部会)

第6条 必要に応じ、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会の構成機関は、推進会議構成機関の意見を聞いて、局長が定める。

## (庶務)

第7条 推進会議の開催に当たり必要な庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び道立精神保健福祉センターにおいて処理する。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附則 この要綱は平成31年3月1日から施行する。